

令和 7 年 9 月 26 日

陳 情 文 書 表

文 教 常 任 委 員 会

陳情番号	72	付議年月日	7. 6. 23
件名	奨学金の返還を支援する制度について陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	横浜市神奈川区三枚町542-10 教育を良くする神奈川県民の会 代表 小山和伸		
1. 陳情の要旨 <p>優れた人材が教育職に就くように学生の教育職への魅力を高めるため、在学中に貸与された奨学金の返還を支援する制度を導入していただきたい。</p>			
2. 陳情の理由 <p>教育は国家の根幹であり国家百年の大計です。特に、我が国のように資源が乏しい国では、国家の発展を支える原動力は人です。「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成」するという教育基本法が定める目標を達成するには教育の質の向上が不可欠です。</p> <p>教育の質は教師によって左右されます。教師はわが国の将来を担う国民を育成するという崇高な使命を担っており、優れた人材を確保するためには、教育職に魅力がなければなりません。一方、教師に期待される業務が多岐にわたり、長時間勤務が常態化して教職調整額では補いきれない実態もあり、加えて、大量退職・大量採用を背景に教師の採用倍率は大幅に低下し、教師の不足は深刻な事態となっております。</p> <p>こうした状況下で、地方自治体によっては、教師の奨学金返還を支援する制度を導入しつつあります。東京都では本年度より、大学卒業後に都内で教員や自治体の技術職員として就職した場合、奨学金返還額の半分を肩代わりする制度を始めました。また川崎市では、小学校や中学・高校の教員採用試験の成績上位者を対象に、最高で200万円の奨学金の返還を支援する制度を始めました。</p> <p>教育職の奨学金については過去に返還免除制度がありましたが、教員の採用倍率の改善や奨学金に充てる資金の効率的運用などを理由に、平成10年～15年に廃止になった経緯があります。しかし、取り巻く環境は当時と全く変わりました。つきましては、優れた人材が教育職に就くように学生の教育職への魅力を高めるため、在学中に貸与された奨学金の返還を支援する制度を導入するよう陳情致します。</p>			
以上			